

座談会

# これからの知財ビジョン

## 要 約

日本国内への特許出願件数の減少傾向をはじめ、我が国における知財業界の現状及び将来への展望は必ずしも明るくないと言われている。このような状況を打開するために、若手の知財関係者としては、自分たちや知的財産権（制度）に求められるものを正確に把握した上で、未来へ向けての作戦を立てていく必要があるであろう。具体的な案が固まっているわけではないが、例えば、「ジャパンプランド」として日本の知財制度やシステムの優れた部分を海外に向けて発信していくといったことも考えられるのではないかという意見があった。また、業界全体が活気にあふれたもので有り続けるためには、これから知財に携わろうと考える学生や若手にとっても魅力のある業界であり続けるよう、現在知財に携わっている人間は工夫していく必要がある。（なお、本座談会における発言は、各参加者の私見に基づくものであり、それぞれが所属する組織の公式の見解を示すものではない。）

開催日：平成 27 年 8 月 20 日

### 座談会参加者

- ・ 奥村 直樹（弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士  
中村合同特許法律事務所）
- ・ 乾 智彦（会員 株式会社 IHI 技術開発本部知的財産  
部 企画・渉外グループ）
- ・ 古田 敦浩（特許庁 総務部総務課情報技術統括室 室  
長補佐）
- ・ 李 永虎（中国弁理士 虎威国際知財サービス株式会社  
代表取締役社長）
- ・ 渡辺 崇仁（キヤノン株式会社 知的財産法務本部  
※一般財団法人知的財産研究所へ出向中）

司会：石原進介（日本弁理士会 広報センター会誌編集部  
部長）

オブザーバー：服部博信（日本弁理士会 広報センター会  
誌編集部副部長）

### 目次

1. はじめに
2. 知財業界の現状について
3. 知財に求められるもの
4. これからの展望
5. さいごに

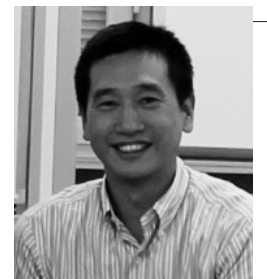
## 1. はじめに

**【石原】** 本座談会のテーマは、「これからの知財ビジョン」という大きなテーマでございませう。現状の把握から、何か解決するような課題みたいなものがあるのかとか、あるいは将来の展望みたいなものまで自由に議論させていただければと思います。皆様は、一般財団法人知的財産研究所が主催する IIP 知財塾の第 8 期塾生及び事務局の同期ということで、本日は、知財塾で行われたような活発な議論を期待しています。



司会を務めさせていただきます、石原です。よろしくお願ひします。

**【服部】** 私、広報センターの編集部の副部長をやっております服部と申します。皆様の意見を白板を使って書き出させていただきます。よろしくお願ひします。



**【奥村】** 弁護士・弁理士の奥村でございます。ふだんの業務は、主として侵害訴訟を中心とした紛争解決業務やライセンス契約の交渉

などを行っております。また、特許庁の手續に関しましても、無効審判など弁理士さんと共同で解決に当たっております。

**【乾】** 株式会社 IHI という重工業メーカーの知的財産部で企業内弁理士をしております乾と申します。知的財産部の企画・渉外グループという部署に所属しております。出願と管理以外の幅広く雑多な業務をしております。この会社に入る前に、特許事務所で働いていたこともあります。よろしくお願いいたします。



**【古田】** 特許庁の古田と申します。私は 2000 年入庁で、大体 15 年ぐらい特許庁に勤めています。審査業務は大体その半分ぐらいでして、ほかには総務企画系が多いですが、今日はそういった立場を離れて自由に発言させていただけると思っています。よろしくお願いいたします。



**【李】** 虎威国際知財サービス株式会社の李永虎と申します。私は 2003 年知財業界に入り、2007 年に転職して日本に来まして、日本からアジア諸国へ、及び、アジア諸国からの日本への内外・外内知財権利化のお仕事をやってきました。去年、自分で会社を立ち上げまして、今は主に中国へのダイレクト出願をやっている会社として頑張っております。よろしくお願いいたします。



**【渡辺】** キヤノン株式会社の渡辺と申します。2006 年に入社してから約 8 年間、主に特許の権利化を中心に仕事をしてまいりました。それから、約 1 年前に出向となりまして、現在は知的財産研究所



で、主に特許庁から請け負った調査研究に関する仕事をしております。よろしくお願いいたします。

**【石原】** 今回、各方面からこれだけの方がお集まりいただいておりますということはなかなかないので、一口に知財と言っても、様々な業界がありますし、様々な業界の目から見て、色々と語っていただければと思います。別に業界の代表というつもりで話さなくても全然構いませんので。

## 2. 知財業界の現状について

**【石原】** まずは最初に現状の把握といえますか、昨今、特許の出願件数は、グラフとかで見ると、国内の出願とかで見ると下がってきていますし、訴訟件数なども、件数としては下がってきている。外国出願とか PCT 出願は多少は増えている傾向にあるんですけども、日中米欧韓の五大特許庁の中で見ますと、日本の特許出願の件数だけがグラフ的には明らかに下がっている。そのような様々な現状の中で、現状をどう捉えていらっしゃるでしょうか。

**【古田】** 特許庁の年次報告書を参考資料として出させていただきまして、ありがとうございます。私も、必ずしも特許庁の立場で来ているわけではありませんが、この特許出願件数の外国の数を見ると、やはり減っていると思います。ただ、こちらの PCT 出願や、ほかの外国出願に関する件数などを見ていきますと、日本から外国というのは必ずしも減少傾向になくて、どちらかというところが増加傾向になるところが見えるわけです。国内だけ単純に見てしまえば減っているというのは確におっしゃるとおりなのですが、そうは言っても増えているところもあり、日本全体として見たときに、ほんとうに出願件数が減っているとは言えないのではないかと私は思っているところがありますね。

**【石原】** 全体としてはですね。

**【古田】** ええ。アメリカへなども確かに増えていますが、やはり中国を気にされているのでしょうか、中国への出願もやはり増えていると思います。

**【石原】** 中国のグラフは、爆発的に増えているグラフになっていますよね。

**【古田】** ええ。その中国の爆発的に増えている中の一部の中でやはり日本からの出願も増えていると思います。ただ、爆発的に増えている中で、どうしても埋もれてしまっているというのはありますけれども。

**【渡辺】** 確かに、企業の中で実務をやっている、一昔前であれば外国に出す場合はまず米国・次に欧州という感じでしたが、徐々に中国にも出す割合が多くなってきた気がします。ここ数年ですと、むしろ欧州より中国を優先することが多くなってきて、重要件だと更に BRICs の中国以外も含めて検討するようになってきました。ですから、外願率という観点からすると、だいぶ上がってきているのではないかと思います。

**【石原】** ほかに何かありますか。

**【乾】** 私の所属している会社の知財部は、キャノンさんと比べると規模が小さくて、知財戦略自体もおくれていると思っております、そういう状況なのですが、単にこれからどんどん外国出願を増やしていこうとした場合、コストが非常にかかってきてしまいます。そこで、中小知財部がやりがちな安易な考え方の1つとして、国内の出願を見直そうとなり、そうすると自然に国内の出願を少し削ってでも外国の出願を重視しようという流れになります。また、企業単体では、その企業にとって利益になるのか否かを常に考える必要があって、そういった基本的な考えのもと行動しております、他社も含めた国内の知財を活性化させよう等といった大きな考えを通常は持ち合わせていないと思います。国内の知財が少し貧弱になってしまっているのは、グローバル化が叫ばれている中、何ら適切な対策を講じていない状況下においては、自然な流れなのかもしれないとも思えます。

**【奥村】** 私も、今、乾さんがおっしゃられたことをいろいろな会社の知財担当者の方から聞いたことがあります。企業が限られたコストの中で、どの国で知的財産権を保護するかを考えていく中で、日本企業であるにもかかわらず、日本よりも、まずは中国その他のアジア、あるいはアメリカで保護を図るべきだという動きがあると聞いています。日本については、出願の選択肢に入らないこともあるとさえ聞いたことがあります。

そういった国内における特許の出願件数等の減少というのが響いているのか、私の実感としては、特許をめぐる紛争、具体的には侵害事件ですとか、あるいは審決取消訴訟とかも、減っているなという気はしますね。確かこの間、判例タイムズで統計が出されていたと思うのですが、その感覚に沿ったような、特に審決取消訴訟や査定不服は激減しているんじゃない

かと思いますね<sup>(1)</sup>。

**【古田】** ただ、取消訴訟の話をするならば、もともとの審決が出願に合わせて減っているの、それもやはり響いていますよね。

**【李】** 先ほどの古田さんのお話にも賛同します。こちらの表にはないんですけども、特許庁から出した統計データに五大特許庁間の特許出願状況を示す図がありまして、そこから見ると、内外で日本から4極に行くのは増えています。また、もっと増えているのは外外でありまして、アメリカから中国、中国から韓国とか、その外外のほうがかなり増えているような気がします。

我々は今、中国企業のアメリカ特許出願とかも携わっています。言ってみれば、中国で今、年間、PCT2万件ぐらいだと思われましても、その中で、10パーセントもいかない件数が日本に移行するという状態です。しかし、中国企業のアメリカ出願は、50パーセントを超えています。中国企業がアメリカに特許を出すときに、我々のような日本の業者に依頼することもあるんですね。そういう意味で、内々、内外、外外、全部で考えた場合には、仕事がそこまで冷え込んでいないんじゃないかなと思っております。

**【石原】** なるほど。いわゆる外内の出願なんかも、外国の企業が日本で出願をして権利化を図る意味があまりないみたいなことを耳にするんですけど、日本国内の出願の魅力が減ってきているということでしょうか。

**【李】** そうですね。特に訴訟の話にもなってくると、賠償金とかかなり低いとかそういうことになると、日本に特許を出すメリットはどこにあるのとの話はよく聞かれますね。

**【奥村】** 権利の実現という意味で訴訟について言うならば、李さんがおっしゃられるとおり、賠償金が低いという話が言われていて、それは一面で真実ではあるとも思いますが、他方で、高額な損害賠償を認めた判決も何件かあります。なおかつ、日本の特許権侵害訴訟では、侵害が認められると、基本的に差し止めということになりますので、そういう意味では、差し止めに対して eBay 抗弁が認められるアメリカの訴訟制度より、強い部分があるかもしれないですね。

それにもかかわらず、日本で特許権を行使しないというのは、訴訟制度自体というより、日本のマーケットとか国力自体の問題がまず原因としてあり、その上

で結果として出るのが、訴訟件数の減少とか日本での権利化を諦めるとか、そういったところにつながっているのではないかと思います。

**【石原】** それは特許の訴訟件数に限らず、商標の訴訟件数でも同様でしょうか。

**【奥村】** 少なくとも今、自分は商標権侵害訴訟を担当してはいないですね。

**【古田】** そこはやはり特許と商標で権利の性質が違うので、同じに考えられないのではないのでしょうか。

**【石原】** 今、日本は、ブランドとかコンテンツ産業などに結構力を入れているので、そういう意味でのマーケットとしては魅力なのだとすれば、そういうブランドとかで紛争が、例えば日本でもっと起きてもおかしくはないと思うのですが、この間の東京オリンピックのエンブレムの話じゃないですけど、ちらほら商標権の話はありますが、何かすごいブランドの訴訟が起きているなどは、それほどはあまり肌では感じていないのですが。

**【古田】** それは世界的に見ても大体同じだろうと思います。特許出願は減っていますが、商標の登録件数などを見ても、商標はビジネス上必要なものですから、なかなか減りません。

**【石原】** 横ばいの感じでいっている。

**【古田】** ええ。年次報告に書いてありますが、商標の件数はそんなに減っていないというのは見てわかりますね。

**【石原】** あとは外国の企業が日本で出願する場合の話で、日本では審査が厳し過ぎて、それに見合わないみたいな話も耳にしたりはするのですが。

**【古田】** 私は審査官でもあるので言いづらいのですが。(笑)ただ、特許査定率自体上がっていますし、最近の統計を見る限り、審査がほかの国に比べて厳しいということは多分ないだろうと思っています。だからほんとうに日本の審査が厳し過ぎるから魅力がないという話は、ちょっと違うのではないかと考えています。

**【渡辺】** 私は拒絶理由を受ける側でしたけど、実感としては、日本の審査の品質はすごく真っ当だと思っています。

ちゃんとした文献が挙がり、そこからの論理づけも妥当なことが多い。そして、この位だったらギリギリリーズナブルかなというところで限定したりすると、ちゃんと通してくれることが多いんです。

一方、極端に変わったのがアメリカだと思います。2010年より前あたりだったら、広い権利範囲のクレームでも、むしろアメリカの方が通りやすかったんですけど、それ以降は逆にアメリカの方が通りにくくなってきてしまいました。なんだか審査官によってばらつきがあるように感じます。引例が遠くて、論理づけも納得できないものも多く見受けられるようになってきました。

**【石原】** もう何かキーワードで探ただけだろうみたいなレベルですよ。

**【渡辺】** ええ。キーワードで機械的に対応づけて、あとはエイって感じで返すだけなのはと想像してしまいます。

**【石原】** ああ、ありますね。

**【渡辺】** はい。何故これで拒絶されてしまうんだろうと、すごく悩まされた時期がありました。

**【乾】** 政策レベルも実務レベルもすごくぶれている印象はあります。

**【渡辺】** ほんとにそうですよね。

**【古田】** アメリカの場合、判決によって基準が結構大幅に変わってしまうときがありますので。アメリカの流れを見ていると、アンチパテントとプロパテントの流れが両方あって、今は比較的アンチパテントの流れにあるのではないかというのは感覚としてはありますね。

**【渡辺】** 本来、そういうのには左右されるべきじゃないと思います。ちゃんと、その時代の水準に見合ったものであれば、通るものは通るといいます。

**【石原】** ただ、特許制度を含む知的財産制度も誰かがつくったものですし、そういうのは拒絶しなきゃというのもつくられたものなので、基準みたいなのはじゃあ誰がつくっているのといったら、審査する側がつくらざるを得ないみたいなどころはあるわけですね。

**【古田】** もちろん審査基準はつくっていますからね。(笑)アメリカほどドラスティックなことはありませんが、この前の最高裁の判決などを受けて、日本の審査基準も、少しずつ変えていますよ。

**【李】** ちょっと話が戻りますが、先ほどの質問で出た内容の中で、日本は審査が厳しい、通りにくい、という理由で、海外から日本への出願が少ないんじゃないかなという話なんですけれども、私、日本に来る前は、日本出願も結構やっている中国企業の知財部で勤

務していましたが、感覚的に、日本の特許事務所には頼みにくいというか、専門サービスを頼むときにはお金がかかり過ぎるんじゃないかなと思って、あまり日本弁理士の力を借りようとしなく、自分で解決させようとしたので、日本の登録率も平均より低かったような気がします。そういうことで、ますます出しにくく、悪循環になっているんじゃないかなと思います。進歩性とかの検討を日本弁理士にお願いするとかなり高くなるという感覚が中国企業にはありまして、自分で頑張っただけで応答、意見書を作ろうとしていました。もう10年前の話なんですけれども、私が前勤務していた企業の日本での登録率は30%いかなかったですね。その時の日本の登録率と言えば、多分、審査請求した中で半分ぐらいにはなったと思いますが。

**【石原】** そうですね。審査請求の半分ぐらいは、ええ。

**【李】** 中国企業は20%とか30%、それぐらいしかなくなってなかったんですね。日本の平均登録率の半分以下です。お金かかるのに登録されにくいから、実用新案で出すとか、そういうふうになりましたね。その状況は、いまだに変わっていないような気はしますね。

**【石原】** そんなに日本の特許事務所がお金を取っているイメージはないですけどね。中国の事務所も、結構日本ぐらいとっていますよね。

**【李】** 今はね。

**【石原】** 結構チャージされるので。

**【李】** 結構高いです。

**【石原】** そうそう、世界的にも結構チャージされますよね。アメリカなんて、タイムチャージとかで遠慮なしですし。

**【李】** 日本の特許事務所の中でアメリカ向けのビジネスをやっている事務所は、結構件数的にも多いから、わりと安い値段でサービスを提供してきたかもしれないんですけども、たまに案件が来る中国企業に対しては、日本の特許事務所は高く請求してきたと思いますね。今はかなり変わってきて、中国企業向けに費用を下げてやっている事務所も増えてきたような気はしますけれども。

**【石原】** 事務所とかを選んで仕事を頼むときに、コスト的なものというのは結構一つの選択肢になると思うんですけど、じゃあ安ければ企業にとっていいのかみたいな話もあると思うんですよね。もちろんコス

ト的にすごく安くても良いものがないに決まっているのでしょうけど。

**【李】** それはないと思います。大抵は安心感第一だと思います。安だけというよりは、品質を守る前提での安さだと思います。

**【石原】** 渡辺さんは企業の日から見てどうですか。

**【渡辺】** 大企業では複数の特許事務所を使いますが、その中で料金的に大きく差をつけることはないと思います。特に企業側から見ると、どこの事務所でも品質にはそれなりにばらつきがありますので。

まだ品質を上げられる余地はある気はしますが、そうはいっても品質を上げるというのはなかなか難しいところです。例えば、事務所に上げてきた案文の品質が悪かったりすると、企業側で担当者が手を入れたりして、それなりの水準まで上げてしまうんですよ。そうすると、なかなか育ちませんよね。

また、企業側では、先生方をお願いしているという立場上なかなか言いにくいですし、そもそも社外に対して指導や教育をする余裕もありませんので、事務所のレベルアップに関与するというのは現実的にはかなり難しいところだと思います。

**【石原】** 今、品質の話が出たと思うんですけど、よく最近、量より質という話があって、知財の質ってなんでしょか。どうやったらわかるんでしょうか？例えば特許で言うところの審査の質というのは何となくわかる気はするんですけど。

**【古田】** いや、審査の質もやはり難しいところがありますよ。

**【石原】** 何となく審査の質の向上というのは、ちゃんと適切な引用文献を引いて、そのロジックが、なるべく皆さんが納得できるようなものであればよいのかなとは思っているんですけど。

**【古田】** ただ、特許の質というものを考えたときに、手続の品質の話とその特許そのものをどう評価するかという特許権そのものの品質の話が2つあって、つまり、特許そのものの質を高める話と、その手続、さっき渡辺さんがおっしゃっていたように、途中に出される案文、意見書等をどうブラッシュアップしていくかという話と2つあって、やはりその2つが両方ないと、なかなかほんとうにいい特許というのはできないだろうと思いますね。

**【渡辺】** そうですね。質の観点から言うと、話をする上で気を付けておきたいのが、特許の質と言ったと

きに、発明そのものの質と、最終的に取れる権利つまりクレームの質という、2つの側面がある点です。

そして、企業の特許担当者は、当然クレームの質を上げていい権利を取ろうと一生懸命頑張るんですけど、そうは言っても我々は錬金術師ではありませんから……例えば、3だった特許の価値を7や8に上げることはできるかもしれませんが、0から1を生み出すことはできないんですよ。なので、よい発明、その元として技術開発が適切になされていないと、特許の質や量を上げていこうと議論しようとしたって、それはナンセンスなんじゃないかと思うんですよ。

そういった意味で、一番の根本として、国の中で技術開発のイノベーションがちゃんと起こるようになっていくというのが、まず土台としてないといけないんじゃないかなと思っています。

**【石原】** 乾さんは、質についてなにかありますか。

**【乾】** 「量から質へ」と言っている企業は多いと思うのですが、実際に質を上げたと言いきれる企業がどのくらいあるのか少し疑問に思っています。個々の明細書のクレームを見て明確に質が上がっているのか？出願一件当たりの重要度が大きく変わっているのか？極端な話、知財部のメンバーを総入れ替えたり人数を何倍にも増やしたり等しないで、そんなに急に質が上がるのかというと少し難しい感じはします。

また、企業では、コストは低い方が当然に良いという一面もありますが、そこには大きな落とし穴もあると思っています。例えばですが、コストカットを進め過ぎて、必要以上にコストを削減させると、今度は最低限の品質を保てなくなってしまうのです。そして、その最低限のラインに達した時に、これではダメだと判断をすることができる人材というのは、それほど多くないとも思っています。もし、企業内で誰も気づけずにいたら、安かろう悪かろうで、質も同時に下がってきます。そうすると、企業には意味のない形だけの知的財産が残るようになるのではないのでしょうか。とにかく安ければ良いという考えを改めるべきだと思います。安かろう悪かろうの状況からの脱却には、それ相応の労力が必要で、知識だけでなく熱意も必要となってくると思います。熱意や情熱をもった人というのは、若手の方が多いような感じもしています。

**【李】** 中間処理の質という部分では、弁理士の能力差は見えると思います。審査官が何を言っているかをしっかり把握できなかったところで拒絶査定になって

ケースも結構あると思います。そういう部分では、既にでき上がった明細書をベースに、審査官と弁理士の間のやりとりがうまくいなくて拒絶査定になるケースも少なくないと思います。

**【石原】** それは手続面での質ですよ。

**【李】** 発明のポイントを正しく捕まえていなかったり、審査官が言っていることに対しうまく反論できなかったりすることですね。弁理士の質はそこで分かれるんじゃないかなと思います。

**【石原】** 権利化後の質みたいなのは何かありますか。

**【奥村】** 特許権の質と言うときに、その質の中身は何だろうといつも考えるのですが、弁護士として経験するのが、例えば特許法の建前上は、クレームの内容が明確で、その内容がサポートされていて、なおかつ、それが当業者に実施可能に記載されている、そういうものが本来的には質の高い特許として評価されるもののはずですが、訴訟に行ったとき、実際にどういう特許やクレームが強いかというと、むしろ何だかよくわからない言葉が書いてある、もわっとした言葉が明確性要件に違反しない程度のところまで書いてあって、明細書の中身を見ても、本当にサポートされているのか、当業者が実施できるだけの内容が記載されているのか疑問に思ってしまうもののほうが、権利として強くなってしまふ事例も場合によっては存在する印象を持ちます。そういう事例を見ていると、特許権の品質って本当は何を意味するのだろうかとわからなくなってしまうですね。

**【古田】** ですが、それは権利行使の後の話であって、そもそもほんとうにクレーム範囲が明確なもので権利行使しますとなったときには、誰も文句を挟めないの、そもそも訴訟に行かない可能性もあるでしょう。ですから、ここでもやはり質の評価は難しいところですよ。

**【石原】** そういう良さはあるかもしれないですね。訴訟になると、ちょっとぼやっとしていたほうが、むしろ強いと。(笑)

**【奥村】** 無効にしにくいとか、そういう印象もありますね。

**【渡辺】** 質に関する基準というのは、なんとなく人や組織それぞれの中にもやっとなあるもので、それを形にするのが難しいというのも分かります。けど、だからこそ、国やそれこそ弁理士会の様な組織が、質に関

する統一的な見解のようなものを一つまとめてみてはいかがでしょうか。そうすれば、企業や特許事務所でも、それを参考にしつつ、皆で質の向上に向けて取り組んでいけるかもしれません。

**【石原】** そうですね。

**【渡辺】** もやもやしている、でもそれは仕方ないじゃないと、皆が暗黙の了解でやってしまっているような部分を、見直していくべき時期に来ているのかもしれないですね。

**【古田】** それはやはりある程度ぼやっと書いておいたほうが広く認められる。それは言葉だから当然そうだと思います。ですから、そこでどこまで広く書けるかという話になります。何がいい特許かと言ったときに、特許庁の品質管理方針にも書いてありますけれども、広くて強くて使える特許ということで、なるだけクレームは広いほうがいいわけですよ。そういったことを考えて、なるべく皆さん、広く曖昧に書こうとされているというのはわかるのですが、曖昧に書かれ過ぎてしまうと、やはり不明確という話になります。ただ、そこまでぎりぎり攻めないところもあり、企業さんによって結構戦略は違うということは審査をやっていると感じるところですね。

**【渡辺】** 私の場合、ベタなやり方かもしれませんが、独立クレームは可能な限り広めに書いておきつつ、従属クレームではある程度ここまでいったら潰れないだろうというところも残しておくようにしています。

**【石原】** あっという間に広いクレームは諦めちゃう企業さんともありますよね。

**【乾】** 私は企業と事務所の両方とも在籍していた経験があるのですが、企業からは事務所の状況が見えないことがあって、逆に、事務所も企業の状況がわからないことがあります。単純な例なのですが、事務所側としては、発明の重要性も不明確だし発明の内容もイマイチな感じだし、ほかの案件との兼ね合いで、この案件は早く流したいなといった場合、「今回の補正は従属項の削除だけでいいですよ」と誘導的に企業側に言ってしまうと、例えば異動して引継ぎしたばかりでわかっていない企業側の担当者や登録が最終目的だと思っているようなタイプの企業側の担当者だと、「削除で登録になるんですね」という感じでさーっと流されてしまうこともあると思います。そういったときに、事務所側から企業における発明の位置付けを確

認したりだとか、もうちょっと補正案を練ったほうがいいよだとか何か少しでも提案をすれば、多分それにも企業側は従うと思うのですけれども、両者でいい方向にしようという思いがないと、楽な方楽な方になってしまう。ビジネス上の付き合いという認識が強くなり過ぎているのかもしれませんが、両者とももう一歩頑張ってみようという気持ちがあれば、より良い方向に行くとは思いますが。

**【李】** 中間処理でコミュニケーションが重要だと思ひまして、特に日本企業で、最近、中国で特許を取りにくいと感じているのかもしれませんが、中にはやっぱり、審査官とのコミュニケーションがあまりされていない問題があると思います。今、事務所と企業のコミュニケーションの話なんですけど、実は事務所という立場は中に挟んでいる代理人だから、審査官ともよくコミュニケーションしたほうがいい方向に行くんじゃないかなと思ひまして、そこはやるべきだなとは思ひました。

**【古田】** それはもちろんそうです。ただ、やっぱり外国の方はどうしても言語の壁があって、かつ途中で代理人の方が入られるので、そのコミュニケーションが非常に難しいと感じますね。

**【乾】** 36条を積極的にコミュニケーションで解消していこうという動きは何かないんですか。真にわかりやすい権利範囲となれば、不要な争いが減ると思うのですが。

**【古田】** もちろん、こちらからは36条の拒絶理由を書きますが、その36条が、うまく向こうへ伝わっていないのではないかとすることがあります。

要するに弁理士さんには多分伝わっていると思うのですが、弁理士さんから外国にいらっしゃる出願人の方に、ちゃんと伝わっていないのではないかとすることがありますね。

**【奥村】** 審査官が翻訳をつけてあげるとか。(笑)

**【古田】** ええ、個人的には英語で最初から書ければいいと思うこともあるのですが、(笑)そこまでのサービスは難しいとも思っています。

**【奥村】** ちょっと話は飛びますが、日本の場合、そういう行政手続も司法手続も日本語で行われることになっていますけれども、例えば、シンガポールとか、あるいは韓国とか、紛争解決制度自体を産業として、海外の企業を呼び込もうとしている国がありますね。行政手続についてはそういうわけにはいかないでしょ

うが。シンガポールだったら国際仲裁で、韓国だったら、裁判所が、英語で手続できるようにしようとしているんですかね。

**【古田】** なっているというか、これからしようとしているのだらうと思います。

**【奥村】** こういった方向が、良いことか悪いことか、考え方は色々あるとは思いますが、紛争解決や知財システム自体が、一つの産業になるという発想は、参考にはなるかもしれないですね。

**【乾】** 訴訟だけでなく、訴訟までいかないものも含めた紛争の解決という大きな枠組みならいいですよ。訴訟となると、日本の企業はイメージ等があるので、なかなか踏み込めない部分もあると思います。

**【古田】** 現実的には難しいと思います。韓国やシンガポールは、ほかの国の紛争まで含めて国内に呼び込みましょうという考え方のもとにやっているわけですよ。この国だったら英語が使えるから、ではこの国でやろうかと、アメリカ本国でやるよりも多少安いということ。

**【渡辺】** 今、国の中で日本の知財の紛争処理システムをもっと活性化させましょうという動きがあって、特許庁からも様々な調査研究が出されています。

ただ、やはり企業の間人としてどうしても気になってくるのが、果たして国内の知財訴訟の件数が増えることが日本の産業の発達に繋がるのだらうかということです。訴訟件数が増えれば、当然海外から日本への訴えも増えますよね。ただでさえ、米国で訴訟が多くて大変なのに、それに加えて国内での訴訟も多くなってきたら、これは非常に厄介なことになると思います。今だって、現場では皆いっぱいいっぱいやっているのに。

**【石原】** さらに仕事増やすのかみたいな。

**【渡辺】** そうなった場合、権利化の仕事にまで労力を割き難くなってしまう、全体として悪循環に陥ってしまうことすらあり得ると思います。国内の知財訴訟の活性化というのは、そういった点も頭に置きつつしっかりと考えていかないといけないんじゃないのかなと、企業の担当者としては切実に思っています。

**【古田】** きちんと知財をつくりだした人が報われる形だったらいいと思うのですけれども、単に訴訟件数を増やせばいいとか、損害賠償額が増えればいいのか、それはやはり違うのだらうと思います。アメリカ型のシステムを日本にそのまま持ってくれば、日本でも

パテントトロールがはやるだらうとは思っていますが、ただ、それでほんとうに日本が全体として幸せかというと、多分そんなことはないでしょう。

**【奥村】** みんな日本から逃げ出してしまいますね。

**【渡辺】** 私なんかですと、もう入社以来、トロールとの闘いの方が圧倒的によく目にしてきましたので、訴訟というと真つ当な闘いが少ないというイメージがあります。

**【石原】** 最近はパテント・アサーション・エンティティ（PAE）とかノンプラクティシング・エンティティ（NPE）とか呼びます？

**【渡辺】** そう言いますね。言い方は幾つかありまして。

**【石原】** いろいろ言い方はありますけど、ただ、彼らは一応、制度上は真つ当な人達なわけですよ。

**【渡辺】** ええ。ただ、特許法というものが本来は何のために作られたのかという観点で考えたとき、必ずしもそうとは言い切れないと思うんですよ。

### 3. 知財に求められるもの

**【奥村】** 弁護士としては、依頼者のために知財をどのように有効に、利益を出せるように活用していくかという一点に尽きるかなと思いますね。攻撃するときにはビジネスが有利に進むように、守るときには被る損害を最小限にするようにと、依頼者のために闘いアドバイスするという立場で、その中で知財を活用するという立場ですね。

ただ、先ほど渡辺さんからお話があったところにも関連するのですが、弁護士としていつも葛藤を感じるのが、自分たちの活動が活発になることが必ずしも世のためにはいいことかどうかがよくわからなくて、できることならば紛争などない、誰もが平和である世の中が、一番良いはずなのに、そうなる自分の仕事はなくなってしまうことに矛盾を感じる場所がありますね。

**【石原】** 世界的に日本人の和の精神が広まると、多分、全体的な訴訟件数は減るんでしょうけど、やっぱり世界的に見れば、法律で白黒つけたいでしょうから。

**【奥村】** そうですね。万人の万人に対する闘争の中で依頼者の役に立つことが、弁護士にできることかなと思います。

**【乾】** 知財もビジネスの中の一部であるという、私



はそういう認識もあるのですが、M&A等だとかビジネス感覚を持った人はもっと必要だと思っていて、ビジネスにおいて知財が重要であると認識させることが必要だと思います。そして、産業を活性化させるような知財が必要です。さらに言うと、その活性化が目に見えるようになると良いと思います。ただ、トロールのような適切とはいえない活性化は好ましくありません。また、個人的に思っているのですが、ジェネリック医薬品のように知財の存在が消費者から理解され難いと考えられるようなケースもあると思っています。抽象的ですが、競争社会にあっても取引者・需要者に対して明確にその存在意義を説明できて、産業を健全に活性化させられるような知財となることが必要なのではと思っております。

**【古田】** 知財に求められるものとおっしゃったときに、特許庁でやっていることというのは、審査だけではないですよね。審査の話をするならば、先ほどおっしゃったように、いかにいい文献を見つけて、いかにそれをきちんと出願人に伝えて、出願人の意見も聞いた上で手続をとっていくかということに確かなるのですが、それ以外のところになったときに、政策的な話とか、あるいは情報提供に関する話とか、いろいろありまして、やはり知財に求められるものは、全体的には特許法の柱書1条に書かれているところ、産業の発達だと思うのです。産業の発達のために、いかに特許が役に立つ形にしていくかということだろうと思っています。先ほどの訴訟制度も含めて、ほんとうにどういう形が知財にとって望ましいのかというのは、ほんとうに非常に難しいと思っています。

大きな流れで言えば、小泉元首相の時代から知財計画をつくってプロパテントでやってきており、今もやっぱりプロパテントの流れにあるのだらうと思いますが、その中で、基本的には権利の活用強化、保護強化、創造強化と大体一通りのことをやってきて、これからさらに何ができるのかということとはほんとうに難しいのではと個人的には思っています。今はその逆、揺り戻しが多少来ているのではないかと考えているところもありますね。

**【李】** 知財に求められるものと言うテーマで、中国の企業が日本で知財活動をする時に求めることを考えた場合、例えば、我々のクライアントで、中国の企業が日本に特許を出すときに求めるものというのは、宣伝広告ですね。別に日本で訴訟して権利行使するとこ

ろまでではなくて、日本で登録特許をもらったよ、我々も技術力あるよとか、そういうのを求めているような気はします。

中国企業は、日本企業の生産受注を受けるために、日本で特許を出すというのもあるようですね。

もう一つ、中国国内での話ですと、知財には金融化させようとしている動きがあるようで、ベンチャー企業とかの場合は、登録特許をもって資金調達したいと言うこともあるようですね。

**【石原】** 日本でもいろいろ、弁理士会なんかでも定量的に価値評価をしようという動きは、近年、大分活発化していますけれども、なかなか難しい分野ではありますね。ただ、一定の評価を、だんだん銀行なんかもしてくれるようにはなっているみたいですけどね。

**【渡辺】** 今お話が出たところで思ったんですけど、日本が向かうべき方向性として、一つは品質を様々な面で上げていって、世界の見本となるということがあるかと思います。既に特許庁あたりは、品質を上げていくための取り組みを始めているかもしれませんが。

**【石原】** 審査の品質ですよ。

**【渡辺】** はい。あと、先ほど李さんがおっしゃったことに関連して思い出したことがあります。李さんの話だと、中国では日本で審査されて特許が取れたということ自体にとっても価値があるとのことでしたが、つい昨年度、私が知的財産研究所の調査研究で各国の表彰制度を調べたときに、一つ面白いエピソードが聞けたんです。

それは、ある日本の著名なデザイン賞にインタビューしたときの話なんですけど、その賞は欧米の世界的なデザイン賞と競い合おうとしていて、そのために彼らはまずアジアでトップのデザイン賞になろうとしているらしいんですね。というのも、アジアの国々にとって、日本は憧れの存在で、そんな日本の賞がとれるのはすごく価値があることなんだそうです。やはり品質的に、日本で認められる、日本人に認められるということが、現地の人々にとってはとても嬉しいことのようなのです。さらに言うと、その審査自体もちゃんと日本で日本人がやったというところに、一層価値があるらしいです。例えば、賞を広めるための取り組みの一環として、彼らは一度現地で出張審査のようなものを行ったことがあるらしいんですけど、それはあまり流行らなかつたらしいんですね。

そんなエピソードを通して、日本の品質というのは、我々が思っている以上に、世界で特にアジアの中ではダントツで認められてるんだなということに、改めて気付かされました。きっと、審査という意味では、特許にも同じことが言えるんじゃないかなと思います。既にある程度は高い水準にあるのかもしれませんが、そこをより高めてその地位をより強固なものにしていくというのは、一つの方向性としてアリなんじゃないでしょうか。そしたら、日本で権利を取るためには日本の事務所を使った方がいいということになって、海外から日本の事務所を使って権利化の周辺業務がもっと増えていくかもしれません。

**【石原】** ジャパニーズパテントですね。それをもっと何かこう、ブランド化して。

**【渡辺】** はい、ジャパノクオリティーを知財業界でも。

**【李】** 確かに特許事務所や弁理士に求められるものになった場合、例えば国際競争力とかグローバル化とか言いながら、日本弁理士でも英語とか中国語とかを学ばないといけないような話が世の中にあるようですが、それとは逆に、中国人の立場から見た場合、中国語ができなくてもいいから、日本の法律をしっかりと把握していて、ローカルでしっかり対応できる、そういう弁理士さんを求めています。語学力だけあって実務経験が浅い弁理士よりは、語学力なくても実務能力が高い弁理士が仕事をしてくれてほしいという気持ちはあります。

**【渡辺】** 我々日本人は、海外を相手にしようとしたとき、どうしても言語の壁の高さを痛感することが多いです。ただ、そこは逆手に取ることもできるわけで、ネイティブジャパニーズである強みをもっと前向きに捉えてもいいんじゃないかと思います。言語の壁が高いということは、我々が海外で何かをやるときも大変かもしれませんが、逆に外国人が日本で日本語を使って何かやろうとしたら恐らく我々以上に大変なことで、これは大きな参入障壁となる筈です。なので、日本の権利に価値があるということになれば、もっと日本で権利を取ろう、そして日本でちゃんと権利を取りたかったら日本人に日本語でやってもらおうという考えに至りやすい。日本は色々な面でガラパゴスと揶揄されたりしますが、その様な状態こそ考えようによってはアドバンテージになり得るんじゃないかかと思っています。

**【石原】** 特許査定をもっと派手にして魅力的にするとか。

**【古田】** そういったデザインの問題ならいいんですが。(笑)デザインの問題というより、確かに品質という意味で、日本の審査、あるいは日本の特許が評価されたら、それは非常にありがたいことだと思います。確かに少し外内が増えているのですが、これがほんとうにそのせいなのか、それとも為替のせいなのかはよくわからないですね。

ほんとうにそういった形で日本の特許なり審査なりが評価されて、外からうちに入ってきますというのは確かに理想だと思いますが、ただ、それがステータスだけだと、やはりどうしても限界があるだろうと思うところもあって、やはりそこは最初に話が戻って、日本そのものの市場が魅力的だといったことが最初にないと、なかなか外国から日本への特許が爆発的に増えるようなことにはならないだろうと思います。

**【石原】** なるほど。聞いた話ですが、すごく昔は、礼装で特許証を表彰のようにわざわざ受け取っていたらしいです。(笑)そういう時代があったというのを聞いて、日本の特許が下りたというのが、もっとすごいものだというようなアピールを。

**【古田】** 今でも特許証は出していると思いますけれども、特許査定は電子的ですからね。

**【李】** 日本の特許庁では、登録時に紙1枚だけあって、特許庁が大事にしないような気がしますね。出願人は結構大事にしているのに紙1枚しかないんです。中国とかになると、本みたいになっているんですけど。

**【石原】** 何か本みたいになっていますよね。

**【李】** 全文公報が入っていて、厚い紙でつくって、本になっています。

**【古田】** ただ、それにはどうしてもコストがかかるので難しいかと思っています。ほんとうに皆さんから要望いただければあるいはとも思いますけれども。

**【渡辺】** そうだったんですね。実は私、今お話を聞くまで、その辺の実情とか全く知りませんでした。

**【奥村】** 確かに一般の人が特許について思っていることと、我々のように、業界の中で、毎日特許請求の範囲や実施例を見ている人と、特許について抱いているイメージが大分違うと思いますね。私も弁護士になって、初めて特許明細書を見たときの衝撃はやっぱり忘れられないですからね。

それで一体何ができるのかということとそういった知財権の効力とか価値というもの、これはうまく使えばとても価値あるものですよということについて、いろいろな人たちに伝えて、いくことはあるかもしれないですね。

**【古田】** 特許庁でもいろいろと広報活動をやっているとありますが。

**【石原】** それは例えばテレビに出るとかそういうことですか。

**【奥村】** それも考えられる一つではあると思いますが、現在、特許取った、やった、宣伝できるぞという段階でストップさせている方が多いであろう状況で、自分の知識と経験とを伝えてその一歩先を一緒に考えていければよいですね。

**【乾】** 外国の商標で新聞に載るとかいう制度がありますよね。日本の特許制度では、知財に関わっていない方で公報を見てその発明の内容がわかる人って、あまりいないと思います。このような状況っていかなものなのでしょう。今の公開制度は、公報をそのまま、さらにあのわかりづらいクレームで公開することになっていますが、すごくわかりにくい制度だと思います。それで権利化されて、その公開の代償として独占排他権を与えるというのは、制度としてしっかり回っているとは思いますが部分もあると思います。

国内の出願だけの場合には外国企業に情報を垂れ流しているという問題もあるのかもしれませんが。

**【石原】** もう音の商標みたいに特許の場合もCD-ROMでもつけちゃうとか。

**【古田】** ですから、それはほんとうに根本的な話になってきますね。今のような文章に基づく特許権がいいのかどうかという話は、多分昔からずっとあるのだらうと思いますが、それでも基本的に今の形が一番ベストだろうと思ってやっているので、文章の形ではやっていられないということになれば、ほんとうに実物を持ってきて、これが特許ですよということになります。ただ、実物そのものを持ってきたときに、特許の範囲はどうなるのかということやはり問題になるでしょう。

**【奥村】** クレーム制度も、人類の英知の結集なわけですよ。

**【古田】** ええ、そうですね。

#### 4. これからの展望

**【石原】** では、これからの展望ということで、産業の発達から見た今後の展望とか、いろいろ人材育成の話とか、これはほんとうに例えばなんですよけど、今ある制度をもっとこうしたほうがいいのか、こんな制度は要らないとか、何かそういうお話とかがあれば。

**【渡辺】** 一つ思っているのが、もっと知財が経営戦略や事業戦略を考える上での前提として活用されるようになるということです。例えば、既に競合他社がいる分野で新たな製品を開発しようとした場合に、実際に開発行為が始まるより前の段階で、その技術分野ではどんな技術にどれだけの出願がなされているのか等を分析して、その結果も加味した上でどんな技術を重点的に開発すべきか決定するようなイメージです。その際には、出願情報から技術開発のトレンド等も把握できますので、仮に似たような機能を達成できる技術が複数あったとして、ある技術は出願が多くもう一方の技術はそうでもなかったら、敵が少なそうな後者の方向性で検討するといったことも可能かと思います。ただ、こういったことを実際に行っている企業というのは、かなり少ないんじゃないでしょうか。大企業だと、業務が細分化されていて、知財部が経営戦略や事業戦略に入り込んでいくというのは難しい。一方、中小企業だと、そもそも経営層が知財を経営戦略や事業戦略に取り入れようなんて発想を持ちにくい。そういったことが行われるようになれば、企業としては開発のパフォーマンスが向上するでしょうし、雇用という側面からも今まで知財業界ではあまりなかった仕事が健全に発生するということなので、うまくいけば一石二鳥になるのではと思っています。

**【乾】** 企業で知財戦略を実行できているところは実はあまり多くないのではと感じています。戦略なしでの知財活動というのは、それ自体は良くないと思います。ただ、一方で、企業価値として考えたとき、企業で知財にそれほどコストをかけなくても、人材雇用や事業リスク等を含めて企業全体としてはプラスと判断した場合であれば、仮にその企業で知財活動がそこまで活発でなくても良いのではないかとこの考え方があっても事実です。個人的には受け入れがたい考え方ではあるのですが。

また、知財の教育というのは重要だと思います。私自身、知財の教育を全然受けてこなかったと思います。知財って重要なんだと当たり前に見える環境を作

り上げるような教育はすごく重要だと思っています。そのためにも、知財制度は正しく健全に産業を発達させられるんだということを、わかりやすく納得できるようにすることが必要だと思います。

**【古田】** 学校にもよりますが、既にやっているところもありますよ。

**【乾】** そうなのですね。そういえば弁理士会でもやっていますね。

**【李】** これからの展望と言うテーマで考えた場合、個人的に感じているのは、日本は10年前から既に年間40万件出して、かなり長年、かなりの件数を出し続けて来て、弁理士の仕事として、明細書を書くことでいっぱいいっぱい、弁理士の仕事は知財権利化業務に固まっているような気がしますね。

中国の場合は、おもしろい話、この前、国が決めた職業分類で、弁理士は経済と金融専門人材の分野に入っているんです。我々にとっては笑い話で、どこにも入れるところがないから金融関係に入れたと言うんですが、でも国としては、弁理士は金融関連の仕事もしていると思っていますよね。日本でも権利化業務以外も弁理士の業務範囲だというふうになって、若い人達が、弁理士業に入りたいというふうになるような国になって、若くて優秀な人達がこの業界に集まれば、盛り上がるんじゃないかなとも思いますね。

**【石原】** なるほど。そういった人が、もっといろいろこういう業界に入ってくればということですね。

**【李】** ええ。

**【奥村】** そうですね。李さんがおっしゃられたとおり、若い人たちが魅力を感じてくれるような業界、自分たちの仕事に誇りを持てる業界であってほしいですね。

**【渡辺】** 同感です。恐らく、知財をやりたいという若者が多かったのは自分が就職した年の前後5年くらいで、今はだいぶ少なくなっているんじゃないでしょうか。ちょうど私が大学生だった頃って、小泉首相の時代に知的財産戦略大綱が発表されたりして、これから国を挙げて知財に力を入れていこうとしていた時期だったんです。そんな中で私も知財に興味を持つようになり、その頃から企業も知財枠で新卒を取り始めたということもあって、就活では知財に絞って色んな会社を受けていました。似たような考えを持った者は当時けっこういて、ある会社の面接で一緒になった人とまた違う会社の面接で一緒になるということもよくあ

りました。そのうちの何人かは友達になり、違う会社に就職した人ともたまに飲んだりするんですけど、就職後に皆それぞれ知財の仕事に持っていたイメージと実務との間に多少なりともギャップのようなものは感じたようです。

学生から見ると、知財といえば、戦略的な部分に絡んだり、訴訟で華々しく戦ったりするイメージが強いと思います。でも、実際はというと、知財の仕事の中で多くのボリュームを占めているのは、やはり権利化の仕事なんですよ。権利化の仕事って、非常に大切にやりがいを見出せる部分も当然あるんですけど、基本的には書面と向き合って日々1件1件粛々と業務を遂行していくスタイルの仕事になります。同時期に企業の知財部に就職した友達の中には、その辺のギャップに違和感を覚えて、数年で他の業界に移ってしまった人もいました。もしかしたら、知財の業務範囲がもっと広がってくれば、そういう人も楽しさを見出せるようになるかもしれません。

**【石原】** そうすると人も増えてくるという。

**【渡辺】** そうかもしれませんね。

**【石原】** 書面に向かうという意味では、審査官はまさしく粛々と。

**【古田】** 粛々と、そうですね。(笑)ただ、私が就職したときは、特許とか知財とか、そんなにメジャーじゃなかった気がするんですよね。今でこそ、誰に聞いても知財のことを知っていますが、当時はあまり知られていなくて、特許庁は早口言葉と、そういう時代だった気がするんですよ。(笑)

**【石原】** ありましたね、早口言葉。(笑)

**【古田】** 特許庁には別の業務もあるのですが、審査官の話をするなら、やっぱり粛々と書面に向かって業務で、特許庁というと、なぜそのようなところに行くのかというような雰囲気もあったような気がしますね。

ただ、そういった確かに書面に向き合う仕事ではあるのですが、それもその中でのおもしろさはあると思うんですよね。自分の査定した権利、そういったものがきちんと権利として広く強いものになって、世の中のために役立つという点では、審査官という業務の中にも、単に粛々とやっているだけではないおもしろさがあると思いますし、私も審査官の仕事もおもしろいだろうと思って特許庁に入りましたね。

**【石原】** それは査定とか自分の何か権利化したもの

が何となく世に出たりしたときに、やっぱりうれしいとか、そういう感じでしょうか。

**【古田】** ただ、なかなかそれはわからないですね。相当有名なものじゃないと、やはり。

**【石原】** わからないですよ。

**【古田】** これなら大丈夫だろうと思って日々審査をやっているわけですが、ただ、ほんとうに大丈夫なのかと不安に思いながらやっているところもありますね。

**【石原】** ガッツポーズが出るのは拒絶査定するときですか、特許査定するときですか。(笑)

**【古田】** ほんとうにやりやすいのは、きちんと特許になるほうですね。ただ、どちらかに振り分ける話なので、やっぱりそこは、どちらでもガッツポーズはガッツポーズだと思います。(笑)

**【李】** 今の話とは全然関係ない話かもしれないですが、中国では特許査定通知書を見ると、おめでとうございませうという感じもしますが、日本では、拒絶理由がないから仕方なく特許にしましたという感じですね。(笑)

**【石原】** もうちょっと何か書けないものなのですかね。

**【古田】** 特許査定するときにおめでとうございませうと書きたいですけど、なかなかそれはできません。特許査定が味気ないというのは、確におっしゃるとおりです。何せ拒絶理由を発見しないときに特許するという条文になっていますから。それでも、基本的に特許にするために審査していると思っていますよ。別に拒絶するためだけに審査やっているわけじゃないですから。

**【石原】** それを聞いて安心しました。

**【古田】** もちろんだめなものはだめと言わないといけないですが、それが全てではないですから。

**【石原】** 例えば、意匠とか、アメリカとかはデザインパテントでやっていたりとか、日本の意匠制度はこのままでいいのかとか、特許、実用新案、商標とかいろいろあると思うんですけど、制度的にはもっとこうしたほうがいいところはありますか。

**【渡辺】** 今って、知財というと特許の存在が圧倒的ですよ。けど、技術って、何であれサチってくる運命にあるし、人が幸せに暮らすために求められる技術水準だって劇的に変わるものではない。それに対して、デザインは時代とともに変わるものですし、商標

は信用がどんどん蓄積していくものです。なので、年代が先に進めば進むほど、意匠や商標の存在がより大きくなっていく気がします。そうであるならば、今はまだ特許に比べてインパクトが小さい意匠や商標を将来しっかり守っていけるように、制度的に先手を打って充実させていく必要がある気がします。

**【古田】** ただ、その時代はまだ当分先じゃないかという気はしますね。技術は確かに熟して行って、だんだん飽和していくというのは確におっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、そうはいつでも、まだ技術的に新しいことは、まだどんどん出てきているという状態ではあるので、日本の出願件数だけ見ても30万件ありますから、ほんとうに特許制度がなくなるという時代はなかなか来ないのではないかと思います。

**【乾】** 意匠戦略を積極的に実行している企業はあまり多くないと思います。やったことがないからやらないという消極的な理由が多いのではと思います。

**【石原】** 現行の意匠制度とかは、もうちょっと変える余地とかはもしかしたらあるのでしょうか。

**【乾】** 魅力ある制度に変えるというのは賛成なのですが、制度自体よりも、それ以前に、権利を取っても類似の範囲が狭いから権利行使に踏み込みにくい等という風潮が少なからずあって、そうすると出願もしないよというような、まずイメージありきというものもあると思っています。そのようなイメージを払拭しなければいけないと思います。また、戦略的にやっていくというモデルケースも不明確なところがあります。

**【奥村】** 権利範囲が狭いかどうかは、多分、説が分かれるところだと思うんですけど、やっぱり時々意匠の紛争をやっていると思うのは、商標もそうですけど、権利範囲がわかりにくく感じますね。意匠や商標は、「類似」とは何かとか、「美観」とは何かといった非常に哲学的な問題を突きつけられるので、なかなか権利行使するのも難しい面はあるなと思いますね。商標の場合は、それでも、模倣品問題が多いので、そういう意味では扱いやすいんですけど、意匠は本当に難しいという実感です。

**【古田】** 需要者の保護のようところと創作の保護のところとで意匠と商標で2つの権利の性質が違うので、商標のほうだと需要者がどう見るかということが結構大きく効いてくるのですが、意匠のほうだとそうでなくて、プロフェッショナル、つくった人

がどう見るかということもあって、やはり意匠のほうが、どちらかといえば類似が認められづらいところがあるのかも知れません。

**【奥村】** 美観ですからね。(笑)

**【古田】** ええ、美観ですから。あくまで感覚論ではありますけれども。

**【石原】** 中国だと、何でしたっけ、意匠特許じゃなくて、意匠、何ですか。

**【李】** 意匠専利ですね。専利という意味は、特許と実用新案と意匠、あわせて共有概念が専利ですね。

**【古田】** アメリカのデザインパテントと一緒にですよ。

**【李】** そうです。

**【李】** 中国は意匠出願件数が年間 60 万ぐらいだと思います。確かに私、個人的に感じているのは、日本の意匠制度はいい制度だなとは思っています。一つ、日本は審査しているんです。少なくとも審査して登録してあげる。中国とかは審査していないから、無審査登録だから、ゴミみたいなものがいっぱいあると思います。

**【石原】** 意匠、審査していないのですか。

**【李】** 実体審査はしていません。

**【石原】** 実用新案もしていないし、意匠もしていません。

**【李】** 意匠もしていませんね。だから日本で出願して審査されて登録になった場合は、結構、先ほど宣伝広告用の話もしたんですが、そういう意味では、宣伝広告用として日本の登録意匠は価値があるんじゃないかなと思っています。

**【古田】** ただ、私が中国の話で聞いたこととして、権利行使が比較的やりやすいということがあられるらしいです。特許は文章なので、中国の地方に行つての権利行使が難しいのに対し、意匠であればぱっと見てわかるので、デッドコピーに対して権利行使がしやすいので、結構使い勝手がいいという話は聞いたことがありますね。

**【李】** そうですね。無効にされる可能性もあるんですが、日本の意匠審査官みたいな専門で意匠の調査をする人材はないので無効されにくい部分もあると思います。そういう部分では、日本の意匠審査官はアメリカの展示会の資料も引っ張って来るので、いつも凄いなと思っています。

話が変わりますが、これからの望ましいこととし

て、個人的には、アジアの国の中で、日中韓、これらの国の間で、外国語出願のときに、お互いに認めてほしいですね。日本は英語だけ認めていますが、韓国語と中国語も認めてほしいなと思っています。

**【石原】** PLT (特許法条約)により、いかなる言語も認めなきゃいけないことになりますよね。

**【李】** これらの国で、お互いの言語を認めるようになると、翻訳者は翻訳ミスによる恐怖感から解放されると思うので、そういうふうな制度になればありがたいなとも思っています。

**【古田】** ただ、そのときにやっぱり誤訳の問題があって、それを出す側としてはそれでいいと思うんですけど、見る側としたときに、そのチェックをしないとイケないわけですよね。だから中国語や韓国語のわかる審査官がどれぐらいいるかという話に今度はなつてきて、今後その体制を整えていくのはかなり大変だろうと思っています。

**【石原】** 今の話で、そういうのは統一特許庁、例えば広域特許庁とかの話なんかにもリンクしてくる可能性なんかも秘めているかもしれないですけど。

**【古田】** そうですね。制度調和の話というのはずっとやっていて、なるだけ制度は同じほうがいいと。なるべくローコストで、できれば言語の壁もなくできたほうがいいというので、例えばヨーロッパ特許庁がありますし、アフリカ特許庁、あるいはユーラシア特許庁などもありますから、そういった形で最後できなくはないと思うのですけれども、ただ、どうしてもアジアは言語の壁が大きいというところがあって、今だったら、例えば中国、日本、韓国だけでも相当壁がありますし、それを越えて、さらに東南アジアも含めて、最後は ASEAN などとも一緒に特許庁をつくってもいいのかもしれないのですが、例えばヨーロッパ特許庁は 3 カ国語できる審査官がいないといけないということになっていますけれども、ほんとうにアジアで複数の言語で処理をする統一特許庁をつくれるのかというのは非常に大きな問題だと思いますね。

**【石原】** なるほど。確かに言語がそうですね。

**【乾】** 統一特許庁でやれば、例えばアジア地域で統一特許庁となった場合、中国では非常に出願が多く、また、良し悪しは別として、現在の日本企業の基本スタイルでは、競合他社の出願が多ければ出願しておくべきという色合いが強と思うので、一時的には出願件数は増えるとは思いますが。ただ、やはりリスクも高

過ぎて、なかなかみんなやろうよとなるとは思えないです。

**【古田】** ですからほんとうに中国語で出願を認めて、中国語で手続も全部やりますとなったときに、出願人の方も中国語で全部クリアランスをしないとけないということになってしまいますので。

**【乾】** それは厳しいですね。企業ではクリアランスは重要な位置づけの場合も多いと思うので現状それはできません。

**【古田】** ヨーロッパであれば、どの企業でも、ドイツ語、フランス語、英語で何とかなるとは思うのですが。

**【李】** 中国語で PCT 出願をして、日本移行して、中間処理のときに誤訳訂正である程度効く、それぐらいいまで認めてくれてもいいかなと。

**【古田】** それは今でもできますよ。

**【李】** PCT でやっているんじゃなくて、直接中国語で日本特許庁に出して。

**【古田】** 直接だとまだ無理ですけど。

**【李】** それで、誤訳訂正まで認めてくれればありがたいなと思います。

**【石原】** 今、国際調和みたいな話も出たんですけど、国際調和はやっぱりどんどんしたほうがいいとお考えですか。

**【渡辺】** そこは難しいところですね。本質的にはしたほうがいいんでしょうけど、雇用の側面とかを考えると失うものも多くて。当然、審査が1カ所で1回で済むとなれば、それと引き換えに各国で重複して仕事をしてきた人達、審査する人も、それに回答する業務や出願に関連する業務をしていた人も、その効率化によって大幅に削減されてしまいますから。

**【石原】** 弁理士ですね。

**【渡辺】** ええ、そうです。

**【石原】** 激減する可能性がある。

**【渡辺】** はい。その時、イニシアチブをとるのは間違いなく英語なわけで、そうなると、欧米諸国に主導権を握られてしまう可能性が非常に高い。そうなった場合、世界では欧米の代理人が第一に選ばれるでしょうから、かなり悲惨なことになりそうです。

**【李】** ある程度の壁は必要だと思いますが。

**【古田】** 私は壁がないほうがいいと思っていますよ。

**【石原】** 審査する側から見れば、そうかもしれない

ですね。

**【奥村】** 「国際調和」に反対というか、難しいと考える理屈を挙げるならば、特許制度はじめ知財制度は、それ自体単体で存在するわけではなくて、日本であれば民法であったり行政法であったりの法制度とかの上に立って存在しているので、特許制度だけを取り上げて、例えばコモンローを前提とするアメリカと完全に調和させようとしたら、おそらく破滅的な結果になるんじゃないかと思いますね。

**【乾】** 裁判所も統一されれば、訴訟大国が一緒になって訴訟も増加して、模倣大国も一緒になったらさらに係争関係や出願も多くなるかもしれませんし、競合他社の出願が多ければ出願件数も増えるかもしれません。個人的には仕事としておもしろくはなりそうではあるけれども、リスクや安定性の問題、また生き残っていけるかと言われたら、それはまた別問題だと思います。

**【石原】** 欧州はユニティーパテントでしたか。

**【古田】** ユニタリーパテントですね。レギュレーション、規則自体は通っていて、ユニタリーパテントコートですか、まさに欧州統一特許裁判所をつくらうとしているところですね。もうすぐできるだろうと言われてはいますが、まだ準備中の段階ですね。

**【奥村】** 批准国の数がたしか足りなかったんじゃない。

**【古田】** 批准した国と批准するだろう国は EU 全部からは少し足りないのですけれども、そうはいっても、その足りない部分を除けば、ユニタリーパテント、統一特許が成立するだろうということになっていますね。

**【石原】** そういふのを見て、皆さん判断するというのもありますよね。例えばイギリスの法制度とドイツやフランスの法制度は、みんないろいろ違うわけで。

**【古田】** ただ、ヨーロッパの話をするならば、そもそも EPC, EPO でやっている話というのは、あれは手続の最初の権利化のところまでを統一しますという話。そこから先は基本的に権利が国ごとに分かれます。ただ、ユニタリーパテントの話は、その権利行使、権利の有効性も含めて、全部統一特許裁判所で一体的に判断しようという話なので、あれはさらに大きな話なのですよね。

ですからアジア特許庁のような話とアジア特許裁判所の話は、また少しレイヤーが違って、先ほど奥村さんがおっしゃったように、裁判のところまで統一

するのか、権利化の手續のところまで含めて統一するのか、あるいは単に制度調和、進歩性や新規性、あるいは明確性の判断のところとか、あるいは途中の意見書等のやりとりとかそういったところを同じにしているのか。全部レイヤーが少しずつ違っていて、どこまでやるかというのはこれからの政策判断なのだろうとは思いますが。権利行使のところまでアメリカの制度を取り入れてしまうと、かなりおかしなことになりそうに思うものですから。

ただ、ほんとうに制度調和のところ、各国特許庁がなるべくばらつきのない形で、なるべく同じ権利範囲になるようにしていくというところでは、それほど意見の違いは出ないのではないかという気はしています。

## 5. さいごに

**【石原】** そろそろまとめる時間になってきているのですが。白板には様々な話が書き出されていますね。

**【服部】** 先ほど、ジャパンプランドという話が出ていましたよね。なかなかおもしろい意見ですね。

**【石原】** そうですね。ジャパンプランド、特許のジャパンプランドを確立するみたいな話は非常におもしろかったですね。我々弁理士の業界も努力すべきですし、企業の方たちの努力も必要でしょうし、行政側の努力も必要で、それを何か活用、ブランド化していけたらおもしろいかも说不定ですね。

**【古田】** うん。

**【石原】** それにはまずあれですかね、特許証を。

**【奥村】** まず、おめでとうございますという言葉から。

**【石原】** 一番やりやすいといえば、やりやすい感じですね。

**【古田】** そうは言われても、いろいろとコストを削りなさいと言われて中、特許証を豪華にしますというのは難しいかもしれませんが、ただ、やはり特許だけのお話じゃなく、意匠や商標などを含めて日本の知財システム全体をいかに魅力的にしていこうかという事は確かに重要で、日本の特許ブランドか商標ブランドか意匠ブランドかわからないですけども、そういったものをブランド化していったら、それで日本の魅力が高まるのであれば、それに越したことはないと思います。

**【奥村】** 新幹線みたいになるといいですね。新幹線

みたいに、知財システムをいろいろな国に売り込めれば。

**【石原】** 特許制度を知財システムとして、こう。

**【奥村】** それをソフトとして売ってあげれば。

**【古田】** いろいろ宣伝はしているとは思いますが、なかなか取り入れてくれないように思いますね。

**【奥村】** それはやっぱり各国それぞれで、法制度、文化が異なりますからね。

**【古田】** ええ、各国それぞれで。

**【奥村】** そうですね。特許のジャパンプランドみたいなものができてくれば、先ほど言った、若い人により魅力的な職業、業界になるんじゃないかと思えます。それで若い人たちが魅力を感じて入ってきてくれて、活性化していけば、それはやっぱりうれしいですね。

**【石原】** そうですね。いろいろな意味で若い人たちがやっぱり魅力に感じないと、入ってこないですね。

**【乾】** 10年後、20年後には、人材が自動的に変わってくると思います。

**【石原】** なるほど。自動的に。そういう考え方もあるかもしれない。

**【渡辺】** 魅力という意味だと、やはり仕事として、これは自分が携わったんだと言えるものが公に出ることが、一つ大きなやりがいに繋がると思えます。その観点でいうと、特許公報って、名前が載るのはせいぜい発明者や筆頭代理人くらいで、それ以外に実際に権利化に携わった企業内の知財担当や事務所の実担当者といった人達は全く分からないので、そういった人達を後ろの方にでも名を連ねてあげてもいいかもしれません。彼らの中には、しばしば発明者と同じくらい権利化に貢献している人もいたりしますから、その努力を少しは称えてあげられるような部分があってもいいんじゃないかと思っています。

**【乾】** 縁の下の力持ちでずっといるという考え方もあるかもしれませんが、表に出ないと魅力が伝わらない部分もあります。

**【渡辺】** 権利化の仕事って、確かになかなか表舞台に出てこない部分が多いもので、それを美德とする考え方も当然あるのかもしれませんが、せめてもう少し表舞台に出させてあげられたらいいのになという感じがしています。

**【石原】** 特許査定の際に何か書いてもらうとか。



下記の方たちありがとうございますとか。(笑)

**【渡辺】** そうですね。どうせなら、審査した側の関係者も全部ひっくるめて。

そうしたら、エンディングロールみたいな感じで、もっと見栄えがするようになるかもしれないですね。

**【古田】** そうすると明細書に知財部員の方の名前を全部書いてもらうことになって、今度はまた知財部長の方が筆頭で載ることになるのではないのでしょうか。(笑)

**【渡辺】** うーん。私としては、代表者なんかより、実際に携わった末端の担当者にちゃんと日が当たるようにしてあげたいんですけどね。

**【石原】** 確かにそれは一つの手かもしれないですね。形になる仕事、見える化とかですね。縁の下から表舞台へ、日の当たる職業を目指そうという、そういう感じでしょうか。

**【奥村】** あとは、マニアックな部分もあるけど、例えば進歩性とは何かとか、類似とは何かとか、やっていること自体が面白いということも伝えていきたいですね。確かに初め想像していたのとは違いますけれども、はまってみると面白いところもあるので、そういう魅力を伝えていけるといいなと思いますね。

**【石原】** 本日は各方面からいろいろお集まりいただきまして、非常にためになる議論を聞かせていただいたと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —

注

(1) 品田幸男・松川充康「知財高裁を中心とする知財訴訟の概況」判例タイムズ1412号59頁

(原稿受領 2015. 9. 18)



座談会当日の様子